

令和7年度事業計画

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

基本方針

本年4月より、民間公益の活性化を目的として、改正公益認定法が施行され、財務規律の柔軟化、行政手続きの合理化、透明性の向上を中心とした種々の変更が導入されます。公益法人に課せられる責任の重さを改めて自覚し、さらに成熟した組織を目指して、改正法への対応、ガバナンスの強化に努めてまいります。

当協会では、「不動産の表示に関する登記及び土地の筆界を明らかにする業務の専門家として、不動産に関する権利の明確化に寄与し、もって国民生活の安定と向上に資する。」という目的達成のため、引き続き、公益目的事業を実施するとともに、各部において下記の実施計画を行ってまいります。

公益目的事業

- ・ 公共嘱託登記に係る受託事業（法定事業）
当協会の根幹となる事業であり、官公署等が実施する公共事業の円滑な実施を促進し、地域の健全な発展に貢献する。
- ・ 地図整備の促進等に係る受託事業（関連事業）
法務局地図作成事業に積極的かつ迅速に取り組む。
- ・ 境界標埋設事業（自主事業）
不動産に係る国民の権利の明確化に寄与するため、境界に永続性のある境界標を埋設する。
- ・ 登記の現状に関する情報提供、登記制度の普及啓発事業（自主事業）
官公署等への境界や公共嘱託登記に関する知識の普及啓発並びに情報提供
災害時（激甚災害の指定を受けた範囲）における登記事務支援活動
空家等の管理または活用を図るための活動並びに情報提供

各部の取り組み

1 総務関係

- (1) 公益法人としての確固たる組織の確立
- (2) 定款及び諸規則・諸規程の遵守の徹底
- (3) 公益法人の役員、社員としての意識の統一
- (4) 各部会、委員会の開催
- (5) 役員研修会の開催
- (6) 各地区における研修会の開催
- (7) 法務局との協議会の開催
- (8) 本会・政連・青調との連携
- (9) ホームページの更なる充実（官公署、一般市民への啓発、情報公開）
- (10) 新しい公益法人制度に対応するための体制の整備

2 経理関係

- (1) 公益法人としてのガバナンスに基づいた経理
- (2) 公益法人としての適正かつ効率的な予算管理・資産管理
- (3) 公益充実資金を活用し、資金を積み立てるための体制の整備

3 業務関係

- (1) 公益法人としての業務処理体制の更なる確立
- (2) 公益法人としての官公署に対する啓発活動
- (3) 法務局地図作成事業の適正かつ迅速な実施
 - ・ 大都市型地図作成事業を円滑に実施するための体制の整備
 - ・ 従来型地図作成事業を更に円滑に実施できる体制の確立